

区民の声の公表（令和6年5月受付分）

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
インバウンド対応	<p>区の観光ボランティアガイドをしており、インバウンド対応は急務であると考えています。来日観光客の増加スピードに全く追いついていないのが現状です。区としてのインバウンド対応のための観光ボランティア制度改革の実施計画(活動項目と各実施時期)を作成、公表頂きますよう要望します。</p> <p>考えられる主な改善のポイントは、</p> <p>①インターネットでの勧誘方法の改善 現在のエンジョイSETAGAYAでは言語を英語としても、ホームページ上の観光ボランティアガイドのアイコンは日本語のままであり、またインターネットでgotokuji guideと検索しても当ガイドがヒットしません。また、エンジョイSETAGAYAのガイドのpageの英訳は分かりづらく、また申請書は日本語のままです。</p> <p>②インバウンド外国人向けガイドコースの設定 ゴールデンコースを主とせず、豪徳寺のみや世田谷八幡宮と豪徳寺をメインとし、地域への貢献と外国人の分かりやすさから、集合場所は豪徳寺駅とする検討</p> <p>③対応言語の明確化 ガイドの対応可能言語を調査し、対応言語を決定するとともに、リクエスト受付時のガイドアサインの台帳とする。</p>	<p>区では、令和6年3月に、今後8年間にわたる区の経済産業政策の指針となる「世田谷区地域経済発展ビジョン」を策定し、地域経済の持続可能な発展を推進していくため、様々な取組みを進めています。区としても、消費喚起や賑わいの創出の取組み等を通じて、継続的で活発な経済活動を後押しし、住宅都市ならではの観光の観点から、公益財団法人世田谷区産業振興公社と連携し、地域資源の発掘や連動、地域の強みや魅力のPR強化等を通じて、インバウンドを含めた来街者を呼び込み、区内での来街者消費を喚起する取組みが重要であると認識しています。</p> <p>ご指摘のありました世田谷区観光ボランティアガイドについては、公益財団法人世田谷区産業振興公社が主体となり実施運営しており、世田谷区観光ボランティアガイド事業の利便性の向上やインバウンド対応の環境の整備を進めています。</p> <p>ご意見の内容については、世田谷区産業振興公社と共有させていただき、連携を図りながら、世田谷の魅力発信や地域と観光客との交流促進、地域経済活性化を図るよう努めていきます。</p>	経済産業部 経済課	<p>電話 03-3411-6644 FAX 03-3411-6635</p>	令和6年5月7日	
新庁舎展望ホール	<p>展望ホールを見回したところ、見える建物や山の案内板がまだありませんでした。キャロットタワーのように設置して欲しいです。建設前に、富士山は誰でもわかるので、箱根山、丹沢山地、高尾山などの山の名前も明示して欲しいと提案しました。それも含めて、豪徳寺、世田谷城址公園、キャロットタワーなど区内の案内もして、せっかく来てくれた人に、世田谷をさらに知って欲しいと思いました。単に景色を見せるだけではなく、周りを知って欲しいです。</p>	<p>本展望ロビーは、休憩スペースや区議会傍聴時の待合場所等として、気軽に来庁者の方にご利用いただけるスペースであり、今後は様々な部署による展示スペースや区民の学習の場等としても活用する予定です。</p> <p>本展望ロビーからの眺望を楽しんでいただく中で、ご提案いただいた風景案内板の設置などは有効な手法の一つであると考えます。限られたスペースを有効に活用しながら、より魅力ある展望ロビーとなるよう、引き続き活用方法等を検討していきます。</p>	庁舎整備担当部 庁舎管理担当課	<p>電話 03-5432-2074 FAX 03-5432-3006</p>	令和6年5月13日	
エコプラザ用賀の不要品持込スポットについて	<p>世田谷区には、日々大量の粗大ごみが回収されていると思いますが、それらの中には、まだ十分に使用できるものがたくさんあると思います。</p> <p>以前まで、使用できそうな粗大ごみは、エコプラザ用賀にて、点検修理の後、抽選にて区民に利用いただいていたと思います。</p> <p>ごみの削減、CO2の削減という観点からも、世田谷区で回収した粗大ごみも、以前のように、点検修理の後、区民に利用いただくことが良いかと思いますが、いかがでしょうか。</p>	<p>エコプラザ用賀では、令和5年3月まで、粗大ごみとして排出された家具等で使用できるものの一部を修理・展示し、抽選にて有償頒布しておりましたが、リユース品の選別に時間がかかる、展示品数が限られるなど課題がありました。</p> <p>そこで、さらなるごみ減量・リユース行動の促進を目的に、令和5年5月から、エコプラザ用賀で、新たに区民からの持ち込み品を受け入れ、ホームページで「粗大ごみとして収集したものをリユース品として取り扱う場合がございます」とお断りした上で、粗大ごみとして排出されたもののうち修理の必要が無く、まだ使えるものをリユース品として、先着順で、有償または無償で譲り渡す仕組みに変更しました。この仕組みの変更により、リユース品の譲渡数が月80点程度から、月2,000点程度になり、リユースの促進効果が見られました。</p> <p>今後も、ごみ減量のために、より区民が使いやすいリユース事業となるよう検討していきます。</p>	清掃・リサイクル部 事業課	<p>電話 03-5432-3253 FAX 03-5432-3341</p>	令和6年5月13日	区HP:リユース事業を実施しています
大蔵運動公園のバスケットゴール	<p>大蔵運動公園にあるバスケットゴールをよく利用します。しかし、常に混んでいるし、スケボーといっしょなのでとても危険です。利用者同士がぶつかることもよくあります。バスケットゴールとスケボーを違うところに作って欲しいです。また、バスケットゴールの数が世田谷区の人口につり合っていない気がしますので、増設も検討して欲しいです。</p>	<p>大蔵運動公園にあるバスケットゴールは、ローラースケート場の一部でバスケットボールもできるように設置したものです。スケートボード利用のための用具(ランプなど)も置かれていますので、双方の利用者が安全にも配慮し、譲り合いながらご利用いただきたいと思います。</p> <p>また、バスケットゴールのある球戯広場は足りていないのが現状です。住宅が近く、広さも大きいとはいえない区立公園等では、ドリブルの音が響くなど、周辺にお住いの方々の困り事になるなど、バスケットゴールの設置は難しい状況です。</p> <p>大蔵運動公園のバスケットゴール利用については、引き続き、掲示物等による利用マナーの向上を呼びかけると共に、新たな場所の検討など、安心して楽しく遊んでいただける公園管理に努めていきます。</p>	みどり33推進担当部 公園緑地課 砧公園管理事務所	<p>電話 03-3717-9575 FAX 03-3417-9573</p>	令和6年5月13日	
2024年教科書展示会について	<p>昨年度の小学校教科書採択では、5月29日に、展示会の日程が公表されました。展示会の開始は、6月2日からになっており、日程公表からわずか4日しかありませんでした。</p> <p>終了が6月29日でしたが、日程をもっと早く公表してほしいと感じました。今年はどうなっているでしょうか。5月も半ばとなりました。</p> <p>なるべく早く日程を公表するようにしていただきたいと考えます。</p>	<p>区では、教科書の発行に関する臨時措置法第5条による法定展示会、東京都教育委員会による特別展示を実施しています。また、広く区民の皆さまに教科書をみていただけるように、これに加えて区独自の展示会も開催しています。</p> <p>なお、展示会開催の周知時期については、特に定めはありませんが、周知後に日程変更することがないよう、概ね区議会、教育委員会への報告後を目途に周知を行っております。</p> <p>展示会の会場となる施設との調整、区議会、教育委員会の開催日程とのタイミングもありますが、いただいたご意見も踏まえて、より早く周知できるよう対応を検討していきます。</p>	学校教育部 教育指導課	<p>電話 03-5432-2706 FAX 03-5432-3041</p>	令和6年5月14日	

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
ほっとスクール通学者への交通費の支給	世田谷区では通級指導教室、特別支援教室、特別支援学級または学びの多様化学校に通学する児童生徒に対して「就学奨励費」という制度があります。就学奨励費のなかで、通学費は所得制限なしで実費が支給されています。学区の学校に通えず遠方に通わざるを得ない児童生徒の負担軽減のための制度だと理解しています。この制度が、ほっとスクール(教育支援センター)には適応されていないのはおかしいと思います。ほっとスクールは現在区内に複数箇所ありますが、バスや電車を乗り継いで通っている子供もいます。ほっとスクールに通う子供達にも通学費を支給してください。	就学奨励費は、特別支援学級、特別支援教室または通級指導学級に通う児童生徒に対し、就学の特殊事情を考慮し、ご家庭の負担を軽減するためにその費用の一部を補助する制度ですが、その対象は学校教育法に規定された学校としております。学びの多様化学校(不登校特例校)分教室につきましても、学校教育法上の学校に該当することから、在籍している生徒は通学費を含む就学奨励費支給の対象としているところですが、ほっとスクールは学校教育法に規定する学校ではないため、就学奨励費の支給対象とはならず、ほっとスクールを利用する児童・生徒の通学費を補助する制度は設けておりません。	(就学奨励費に関する こと) 学校教育部 学務課 (ほっとスクールに関する こと) 教育総合センター 教育相談課	(学務課) 電話 03-5432-2686 FAX 03-5432-3067 (教育相談課) 電話 03-6453-1511 FAX 03-6453-1534	令和6年5月14日	
図書館の充実	子ども達の携帯依存を防ぐためにも、区内の子どもの数(学校数)に応じた図書館を作って欲しい。二子玉川、瀬田方面には図書館がなく、とても困っています。中学生には勉強する場所、小さい子どもと保護者には集る場所がカフェではなく図書館になれば、読書する学生や子どもが増えると思います。都立玉川高等学校の跡地に是非図書館を作ってください。	世田谷区内の図書館の配置につきましては、地域図書室(旧まちかど図書室)を含め、その利用圏域を概ね半径1キロ・徒歩15分程度と設定し、現状の配置(中央図書館1館、地域図書館15館、地域図書室5室)とすることで、区内全域をほぼ網羅する形となっています。さらに、利用者の利便性向上のため、乗換駅など利用者の多い駅近辺に、資料の予約や貸出・返却等を主な機能とする「図書館カウンター」を設置し、図書館ネットワークの整備を図っているところです。ご不便をおかけしますが、近隣には玉川台図書館、野毛図書室および図書館カウンター二子玉川等がありますので、こちらもぜひご利用ください。ご提案いただきましたとおり、子どもたちの読書を支援し、中高生世代にとって居心地の良い場所づくりを進めていくことは、図書館の取り組むべき重要事項として、今後も引き続き検討を重ねていきます。	教育政策・生涯学習部 中央図書館	電話 03-3429-1811 FAX 03-3429-7436	令和6年5月16日	
「区のおしらせ『せたがや』」に掲載の「区民のひろば 催し物」記事の誤報について	当会で準備を進めてきた催し物について、区のおしらせ「せたがや」の「区民のひろば」に掲載を依頼しました。しかし、問合せがあり、開催日の記載に誤りがあったことが判明しました。区広報広聴課に電話で確認したところ、当方の掲載申請書は正しかったことを確認しました。この連絡で区HPは日付を修正されたようですが、紙媒体は当然誤報のまま配布されていたので、急遽誤った日程でも実施をするよう準備を進めることにしました。すでに配布された区報の間違いをたすするためには、「区報訂正版」のようなものを各世帯に配布するしか方法がありませんでしたが発行はされず、当会が追加開催をしなければ、当会の信用が著しく損なわれるだけでなく、会場に来られた区民に多大なるご迷惑をおかけすることになります。この誤報について、区からの謝罪と追加開催に伴う費用等の補償をしてください。	この度の誤記載につきましては、区の広報紙を発行している区の責任であり、貴会および関係者の皆様に多大なるご迷惑をお掛けしましたこと、改めて深くお詫び申し上げます。貴会からのご連絡後に広報紙の訂正版を発行するには、編集や配送等に調整を要し、かつ臨時で発行する経費も多大であることから、ご提案の「広報紙訂正版」の配布等への対応は困難な状況にございました。区といたしましては、区ホームページで公開している内容については速やかな対応が可能であったことから、誤記載のご連絡を受けた当日に修正させていただきました。誤記載により追加で生じた負担につきましては、区施設の施設利用等の追加開催経費を区の利用として負担いたします。貴会および関係者の皆様はじめ、会場に来られた区民の方々に対しましても、多大なるご迷惑をお掛けしましたこと、改めて深くお詫び申し上げます。	政策経営部 広報広聴課	電話 03-5432-2009 FAX 03-5432-3001	令和6年5月17日	
生ごみ処理機購入助成金の導入	他区では生ごみ処理機助成金制度を採用しています(23区中半数以上の12区)。ぜひ世田谷区でも導入してください。カラスやネズミなどの害獣にごみを荒らされる心配も減るのではないのでしょうか。	区では平成5年度に生ごみコンポスト化容器の斡旋や、平成11年度からは家庭用生ごみ処理機購入費の補助を開始し、生ごみ削減に向けて取り組んでまいりました。しかし、生ごみ処理機の申請件数の減少や堆肥の活用先がないこと等から平成24年度に補助を終了し、代わりに生ごみ削減に関する情報発信や学ぶ場の提供等を行ってきたところです。今後は、他自治体の助成制度に関するアンケートや生ごみ処理機の利用の継続性等を検証し、効果的な生ごみ減量方法を検討していきます。	清掃・リサイクル部 事業課	電話 03-6304-3253 FAX 03-6304-3341	令和6年5月17日	
公立学校の修学旅行の費用について	区立小学校に子どもが通っています。6年生になり、日光への林間学校の費用が莫大なことに困惑しております。もちろん子どもにとって大切な機会と考え、用意しようと思いますが、子育てのできる短い期間の中で家族旅行も大切に重きをおいて実施していきたいなと思っていました。しかし、この物価高と収入の関係で難しくなってくるのかと、さみしく残念ではありますがありません。数社で見積もって選択されてたり、早朝割など使い、数千円でも費用を安くする努力はなされてるのでしょうか？まだ正確な料金はわかっておりませんが、昨年の旅費が5万弱。今年ももっとかかるだろうと言われてます。子ども1人に対してあまりにも高額ではないでしょうか。聞くところによると中学校3年生の修学旅行の料金も莫大とのこと。給食費の援助など、助けていただければありがたいですが、旅費をどうにかおさえる方法を考えていただけたらうれしいです。	日光林間学園は、日光の雄大な自然の中で、世界文化遺産の日光東照宮をはじめとする貴重な歴史的建造物を訪れたり、伝統工芸品を作成したりするなど、児童が体験・体感をする貴重な機会となっています。日光林間学園の費用は、行程やその時の物価状況等を踏まえ、世田谷区立小学校長会と協議し、旅行会社と交渉をしながら決定しています。昨今の物価や人件費の上昇、バスの運転手不足等による交通費の値上がりなどの影響もあり、日光林間学園についても旅行料金が高騰しているのが現状です。保護者の皆様にはご負担をおかけしますが、児童の貴重な体験活動の機会を確保するとともに、安全・安心な林間学園となるよう努めますので、引き続き、学校及び教育委員会の取組みにご理解とご協力をお願いします。	学校教育部 学務課	電話 03-5432-2687 FAX 03-5432-3067	令和6年5月20日	

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
保育園の加点について	昨年度より双子は兄弟加点より1点多く貰えるようになり一歳からでも同園で入園できる人が増えたと聞きました。我が家には今未就学児が3人います。上の2人は0歳児から入園させたので同園ですが、来年の4月から入園予定の3人目は同園はどうやら難しそうです。是非とも3人目加点が欲しいです。3人になると自転車に乗れず、まだ長女も1人で自転車に乗ることができないためかなり選択肢が限られます。今年から3人目の児童手当も増えることですし、ぜひ3人目加点をもらえたら大変助かりますのでご検討のほどよろしくお願い致します	多胎児については、福祉的な要素を勘案しつつ、公平かつ適正に検討を続け、見直しを行いました。お子さんの人数による配点については、配点を設けた場合、保護者間でも立場の違いから様々なご意見があり、見直しを図ることで多大な影響を及ぼすことから、区民の皆様の声や社会情勢の変化により、検討していくこととしています。今回いただいたご意見を含め、引き続き検討を重ねていきます。	子ども・若者部 保育認定・調整課	電話 03-5432-1200 FAX 03-5432-1506	令和6年5月21日	
妊娠時の手続きについて	母子手帳や母と子の健康バッグの受け取りは郵送にて対応いただく選択肢があるとよいと思いました。妊娠届やネウボラ面接もオンラインでの申請やビデオ通話などにより省力化をご検討いただきたいです。また、妊婦健康診査の受診票について、健診のたびに氏名・住所・出産予定日等の同じ情報を書き込むのに非常に苦労しました。出産・子育て応援ギフトについても、ギフトを受けとるまでに、申請案内が届き、インターネットで申請をし、ギフトが届くというステップを踏む必要がありますが、これらは必要なのでしょうか。工程の省略を図れるものと思います。	妊娠の届出につきましては、くみん窓口・出張所・まちづくりセンター及び総合支所保健福祉センター健康づくり課における窓口での申請に加え、マイナポータルの「ぴったりサービス」からのオンライン申請も受け付けています。 ネウボラ面接につきましては、直接お会いし、顔の見える関係のもと、現在のご体調や出産に向けたご心配事などをお聞きしながら、ニーズに合わせて各種サービスや地域の子育て情報等をご紹介させていただいていますが、ご事情やご要望をお伺いしながら、必要に応じ、オンライン面接もご案内しています。母と子の保健バックに関しましては、封入物に妊婦健康診査受診票等、一部金券に類するものを含むことから、妊娠届出時に対面でお渡しさせていただくことを基本としています。 妊婦健康診査・子宮がん検診・超音波検査の受診票につきましては、東京都が制定する「妊婦健康診査実施要綱」に基づき作成しています。受診票をお使いになる際に書類受領時と情報変更になっている場合も多々あることから、受診時にご自身で、住所・氏名・電話番号等をご記入いただいています。 出産・子育て応援ギフトにつきましては、区では、ギフト支給に係るシステム構築から発送まで一連の業務を事業者委託で実施しています。金券支給でございますので、申請・審査・支給までの一連の流れに一定程度の厳格性を担保して実施する必要があります。いただいた工程省略のご意見につきましては、委託事業者とも共有させていただき、実現可能性があるか、研究を進めていきます。	世田谷保健所 健康推進課	電話 03-5432-2446 FAX 03-5432-3102	令和6年5月21日	
路上喫煙について	世田谷区は路上喫煙禁止のはずだが、路上喫煙が後を絶たず、吸い殻のポイ捨ても多いです。罰金制を導入して、美しい街づくりを進めてもらいたいです。	世田谷区では、屋外の公共の場所等での環境美化及び迷惑防止を促進するため、「世田谷区たばこルール」を定め、区内全域の道路、公園は喫煙禁止としています。ご指摘の罰則規定につきましては、たばこルール策定における検討委員会での検討結果、公平性の担保及び罰金徴収の費用面等を考慮のうえ、設けておりません。今回のご指摘を踏まえ、「世田谷区たばこルール」の運用については引き続き検討を進めます。また、個別にお困りの場所がありましたらお知らせください。	環境政策部 環境保全課	電話 03-6432-7137 FAX 03-6432-7981	令和6年5月23日	
カラスのごみ漁りについて	燃えるごみの日に毎回カラスがごみ置場のごみを散らかして困っています。大規模なカラスの駆除もしくはごみボックスの設置をお願いします。	(カラス対策について) カラスは鳥獣保護法により保護されているため、みだりに捕獲することが禁止されています。世田谷区では、繁殖期における巣の撤去及び落下ヒナの捕獲を東京都の許可を得て実施しておりますが、それ以外の親鳥の捕獲行為などはできないこととなります。その他の対策といたしまして、カラスやハトなど野鳥への餌やりによる迷惑行為を行うことのないよう努めることを区民の責務として条例に定め、啓発活動や指導を行っており、また、生ごみの出し方指導などに取り組んでいます。また、東京都では都内全域でカラスの数を減らすための広域的な取り組み(トラップによる捕獲)を実施しています。 (ごみの排出に関して) 区がごみボックスなどの容器を設置することはできませんが、ごみ散乱防止ネットでごみ全体を覆うことで効果が期待できます。ネットの助成など詳しくは「6年版資源とごみの収集カレンダー」の11ページや、区のホームページをご覧ください。また、各ご家庭でボックスを設置する場合に、ご不明な点は、お住いの地域の清掃事務所にお問い合わせください。なお、集合住宅においては、建物のオーナーや管理会社が排出場所の管理をすることになっています。	(カラス対策について)環境政策部 環境保全課 (ごみの排出に関して) 各清掃事務所	(環境保全課) 電話 03-6432-7137 FAX 03-6432-7981 (各清掃事務所) 電話 世田谷・北沢地域 03-3425-3111 玉川地域 03-3703-2638 砧・烏山地域 03-3290-2151	令和6年5月24日	区HP:ごみ散乱防止ネットの助成

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
学校給食の残食を減らす取り組み	<p>毎日かなりの量の給食が、ほとんど手つかずの状態に残され、各生徒が食べ残した残飯と同じ容器に混ぜ合わされて給食センターに下げられています。個別包装された牛乳パックも、わざわざ開封され、バケツにまとめて捨てる決まりとなっています。これは、非常にもったいないことだと思います。</p> <p>大量の残食が発生する原因は、大きく2つあると思います。</p> <p>1つ目は、給食センター側からの過剰供給。ご飯物やスープなどの量もそうですが、個別包装されている牛乳パックも「万一足りなかった場合に備えて」人数分より多めに配布されています。</p> <p>2つ目は、喫食時間の短さ。学校やクラスによって異なるとは思いますが、我が子のクラスの場合は15分しかありません。最低でも20分あれば、残さずに食べることができる生徒もいるかと思えます。</p> <p>牛乳など、個別パックされている食品の場合、わざわざ開封して廃棄させるような無駄なことをせず、そのまま希望者に持ち帰らせる方がいいのではないのでしょうか。</p> <p>学校給食から残食がなるべく出ないように、そして出てしまった場合は調理余り食品を困窮世帯などに回すことができるようなシステムの構築をしていただくことは可能でしょうか？</p>	<p>学校給食は、国が定める学校給食衛生管理基準等に基づき、納品された食品の保管や給食調理を行い、衛生管理の徹底に努めております。</p> <p>残食及び残品の取り扱いについては、食中毒防止の観点から、未開封の食品も含め、給食の持ち帰りを禁止しており、同様の理由から区民への配布も行っておりません。また、学校給食で使用する牛乳等については、国の補助を受けている都合上、学校給食以外への転用ができません、困窮世帯への配布やフードバンクでの活用ができない状況でございます。</p> <p>そのような中、学校給食は、国が定める学校給食摂取基準を踏まえ、児童・生徒の健康の増進及び食育の推進を図るために必要な栄養素を確保するための望ましい食品量を算出し、多様な食品を適切に組み合わせ、各栄養素をバランスよく摂取できるよう献立作成しております。</p> <p>また、喫食時間につきましては、給食の準備から片付けまでを教育の一環として指導しており、そのために必要な給食時間を適切に確保するよう学校へ伝達しているところです。</p> <p>一方、教育委員会としましては、食品ロスの削減は課題であると認識しており、少しでも食材の廃棄を減らすため、自校で給食調理をする学校においては、学級閉鎖や学年閉鎖時で未使用となった飲用牛乳を適切に温度管理したうえで翌日に繰り返し使用することとしております。</p>	教育政策・生涯学習部 学校健康推進課	電話 03-5432-2701 FAX 03-5432-3029	令和6年5月28日	
空き缶が回収されなかった	<p>缶のごみ回収に関して、量が多かったので回収箱に入れず透明な袋に入れて近くに置いておいたら回収されませんでした。明らかに缶だとわかりますが、世田谷区はそういう場合は持っていかない運用という理解で良いのでしょうか。</p>	<p>資源の日に排出された缶が回収されておらず、大変ご迷惑をおかけしました。お住まいの地域の回収を担当している事業者に対して、今後の回収漏れがないよう現場確認の徹底を指示しました。</p> <p>缶の排出方法については、中をすすいで、資源の日の朝8時までに、所定の資源・ごみ集積所の青色の資源回収用コンテナへ入れていただくようお願いしています。また、資源回収用コンテナを設置していない集積所につきましては、中身の見える袋に入れてお出しいただいています。ごみ収納ボックス等がある場合はボックスの外にお出してください。</p> <p>なお、上記のような適正な排出方法に従って、資源をお出しいただいているにもかかわらず、今後も資源が回収されない場合は、恐れ入りますが、ご連絡をいただければと思います。</p>	清掃・リサイクル部 事業課	電話 03-6304-3267 FAX 03-6304-3341	令和6年5月30日	
世田谷線沿線を花で綺麗にしたい	<p>夏場は特に、世田谷線沿線の雑草が気になります。</p> <p>所々、紫陽花や芙蓉の花が咲いていて、綺麗な場所もあります。</p> <p>都電荒川線の沿線のバラのように、ぜひ世田谷線沿線も綺麗な花でいっぱいになるといいと思います。</p> <p>世田谷区は、植物に関係がある法人や施設などが多いように思いますので、そういった機関に働きかけて行えると良いのではないのでしょうか。</p>	<p>区では、「世田谷みどり33」実現の取り組みとの一つとして、花や自然を大切に思う気持ちを育み、みどりや花で美しいまちをつくる「みどりと花いっぱい活動」を進めています。花で地域を綺麗にしたいという地域の方々や区が協定を結ぶことで、花苗や肥料等の資材提供の支援をさせていただいております。</p> <p>世田谷線の沿線では現在、世田谷、宮の坂、山下、松原(赤松公園前)、下高井戸の各駅前での活動が行われています。</p> <p>一方で、線路内の敷地には管理上、区や地域の方の立ち入りできず、管理者である東京急行電鉄株式会社が、世田谷線の緑化に関する計画を定めるものですので、頂いたご意見は、世田谷線の管理者である東急電鉄にもお伝えさせていただきます。</p> <p>今後もこの「みどりと花いっぱい活動」を通じ、東急電鉄、地域の皆さん、世田谷区が協力してみどり豊かな世田谷のまちを実現したいと考えております。</p>	みどり33推進担当部 みどり政策課	電話 03-5432-7905 FAX 03-6432-7989	令和6年5月30日	
世田谷区図書館 共通利用カード	<p>現在、利用カードのバーコードを読み取ることにより、各種サービスを受けています。スマートフォンアプリに利用カードを移行してほしいです。</p> <p>利用カードの携帯の手間が省け、利便性が増します。</p> <p>バーコードを表示させるだけです。アプリのつくりはシンプルなものでも済むと思います。</p>	<p>ご提案いただいたように、スマホ等にバーコードを表示させ、図書館共通利用カードがなくとも貸出等が可能になれば、より利用者の利便性が向上すると思われれます。</p> <p>現在の運用において解決しなければならぬ課題等を整理したうえで、今後、他自治体の図書館の先例や動向等も踏まえ、利用者の利便性の向上に向けて、検討を進めていきます。</p>	教育政策・生涯学習部 中央図書館	電話 03-3429-1811 FAX 03-3429-7436	令和6年5月31日	